令和４年３月 10 日

各所属長

横浜市立学校教職員互助会事務長

令和元年度、２年度、３年度分の永年勤続会員旅行補助券の
未使用分の取扱いについて（依頼）

日ごろから、横浜市立学校教職員互助会の運営に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。標記の補助券について、新型コロナウイルス感染症対策としてのまん延防止等重点措置の延長等により、使用が難しい状況が今後も続く見込みです。そのため**、今年度中の使用ができなかった会員に対しては、未使用額と同額のリフレッシュ補助券（使用期限は令和５年３月末まで）を今後配付**する方向で現在検討しております。

配付方法等の詳細については、５月頃に所属長あての通知でご案内をさせていただきたいと思いますが、**現在お持ちの補助券は未使用額の確認のために回収することを考えていますので、捨てずに保管**していただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

（今年度中に退職等で、令和４年度に会員でない場合はリフレッシュ補助券の配付はできませんので、誠に申し訳ありませんが今年度中のご使用をお願いいたします。）

なお、令和４年度からの永年勤続会員に対する記念品の配付については、従来の旅行補助券とリフレッシュ補助券の選択制として、事前に対象者に希望を確認することとします。この内容についても、５月頃に各所属長あての通知でお知らせする予定です。（なお、図書カード、クオカードやギフトカードなどは法律上雑所得とみなされ課税対象になるため対象外といたしました。）

会員の皆さまには、大変ご負担をおかけしますがご協力をよろしくお願いいたします。

横浜市立学校教職員互助会
電話 305-6800